

訴 状

2017年(平成29年)12月25日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 秋山幹男

同 近藤卓史

同 秋山淳

謝罪広告掲載等請求事件

訴訟物の価額 金6238万5224円

貼用印紙額 金20万9000円

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり。

請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは原告に対し、各自別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞に各1回掲載せよ。

- 2 被告らは原告に対し、各自金500万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに第2項につき仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、日刊紙「朝日新聞」、ニュースサイト「朝日新聞デジタル」の発行等を業とする株式会社である。
- 2 被告小川榮太郎（以下、「被告小川」という）は文芸評論家であり、被告株式会社飛鳥新社（以下、「被告飛鳥新社」という）は書籍の出版等を業とする株式会社である。

第2 名誉・信用毀損の不法行為

1 本件書籍の発行及びその頒布

被告小川は「徹底検証『森友・加計事件』朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」と題する書籍（以下、「本件書籍」という。甲1）を執筆し、被告飛鳥新社は2017年10月22日付で本件書籍を出版し販売・頒布している。

2 摘示事実等と名誉・信用毀損

（1）事実に基づかない原告に対する著しい誹謗中傷

本件書籍は、その題名として「朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」と記載している。また、本件書籍は、2頁に「無双の情報ギャング 朝日新聞に敬意を込めて捧ぐ」と記載している。

本件書籍の上記記載は、事実に基づかない、原告に対する著しい誹謗中傷であり、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

(2) 虚偽の事実を摘示した原告の名誉・信用の著しい毀損

本件書籍は、「徹底検証」（書名）、「マスコミの犯罪性を暴く『ファクト』に基づく本の刊行」（278頁）と謳っているにもかかわらず、以下に述べるとおり、虚偽の事実を多数摘示し、原告の名誉・信用を著しく毀損している。

ア 本件書籍は、「『スクープ』はこうしてねつ造された。本当は何が問題だったのか？—明かされる真相」「別々の問題をまったく同じ手法で事件化する『虚報の連鎖』」（本件書籍の帯）、「『虚報』で政治をぶち壊し続ける『報道機関』の存在」（7頁）と記載した（摘示事実①）。

以下に指摘するとおり、原告の森友学園問題及び加計学園問題に関する一連の報道に「ねつ造」「虚報」はない。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

イ 本件書籍は、森友学園問題及び加計学園問題について「何よりも衝撃的なのは、仕掛けた朝日新聞自身が、どちらも安倍の関与などないことを知りながらひたすら『安倍叩き』のみを目的として、疑惑を『創作』したことだ。」（5頁）、「『安倍叩き』は今なお『朝日の社是』なのだ。」（19頁）と記載した（摘示事実②）。

しかし、原告は上記両問題について安倍晋三首相が関与したとは報じていない。安倍首相が関与していないことを知っていたこともない。「安倍叩き」を目的として報道したこともない。疑惑を創作したこともない。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

ウ 本件書籍は、2017年2月9日付朝日新聞朝刊掲載の森友学園問題に関する記事（甲2）に、大阪府豊中市議会議員の木村真氏が、情報公開請求に対し国有地の売却額などを非公表とした財務省近畿財務局の決定について、その取消しを求めて提訴したことを記載したことについて、「実は、

木村から朝日記者への情報提供は前から度々あったのである。が、そのままで記事にできる客觀性が担保できない。そこで朝日の記者側から、何らかの訴訟を構成すれば記事にできるとの助言があった末でのこの記事だという。」（22頁）と記載した（摘示事実③）。

しかし、原告の記者が、豊中市議会議員の木村氏に対し訴訟を提起すれば記事にできるとの助言をした事実はない。木村氏もこれを否定している。記事は森友学園に払い下げた国有地の売却額を近畿財務局が非公表としていることに加え、近隣の同規模の国有地と比べて約1割の1億3400万円で売却されたことを独自の取材に基づき報道したものであり、木村氏の提訴がなければ報道できないようなものではない。

本件書籍の上記記載は、原告の記者が記事を掲載できるようにするために訴訟の提起を助言したとの虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

エ 本件書籍は、森友学園問題についての共産党や民進党の議員による国会での質疑や森友学園の籠池泰典理事長側の説明について、「初報をスクープした朝日新聞は、これらの質疑や会見内容を全く伝えていない」（26頁）、「安倍と国有地払い下げが結びつく前に、真相が解明されではスクープの意味はなくなる。朝日新聞は早くも明らかにされてしまった事件の経緯は報じず、じっと待った。」（27頁）と記載した（摘示事実④）。

しかし、原告はこれらの質疑や会見（説明）を、2017年2月14日付朝日新聞朝刊「学園『ごみ撤去1億円』」の記事（甲3）及び同年2月18日付朝日新聞朝刊「国有地売却巡り国会で答弁」の記事（甲4）で報じている。

本件書籍の上記記載は、「原告が、安倍首相と国有地払下げの結びつきに関するスクープ報道をするため、国会の質疑や籠池氏側の説明により明らかになった事項をあえて報道しなかった」との虚偽の事実を摘示して、原

告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

オ 本件書籍は、「なお、この日（引用者注：2017年3月6日）、国会では自民党の西田昌司が質問に立ち、佐川理財局長から、国有地売却の全体像を的確に引き出している。もしマスコミがこの質疑をきちんと国民に伝えれば、『森友問題』はほぼ終息していたであろう。しかし、朝日新聞は一行も記事にせず、テレビ報道もまたこれを黙殺した。」（63頁）と記載した（摘示事実⑤）。

しかし、原告は、2017年3月7日付朝日新聞朝刊掲載の2本の記事で、西田昌司議員と佐川宣寿理財局長（当時）の質疑応答を報じている（甲5の1、2）。

本件書籍の上記記載は、原告が本来報道すべき国会での質疑を一行も記事にしなかったとの虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

カ 本件書籍は、2017年3月24日付朝日新聞朝刊掲載の森友学園理事長の籠池氏の証人喚問における参議院予算委員会での冒頭発言及び衆参両院の予算委員会での質疑応答を紹介する記事（甲6）について、「見出しへ上から順に、『籠池氏「昭恵夫人から、口止めとも取れるメール」』『お人払いをされ、100万円を頂き金庫に』『夫人から財務省に、動きをかけて頂いた』と昭恵叩きの虚報三連発」（99頁）と記載した（摘示事実⑥）。

しかし、上記朝日新聞記事は、衆参両院の予算委員会の証人喚問における籠池氏の冒頭発言及び質疑応答の要旨を記載したもので、上記見出しへ籠池氏の発言内容の重要な部分を見出しとしたものである。籠池氏が上記のとおり発言したことは真実であり、「虚報」ではない。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

キ 本件書籍は、2017年5月17日付朝日新聞朝刊掲載の加計学園につ

いての文部科学省の記録文書に関する記事（甲7）について、「『総理のご意向』が書かれた同じ文書のすぐ下に、『総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないか』と書かれている。もし『総理の指示』があったらこういう言い方にはなるまい。指示がなかったからこそ『総理からの指示に見える』ような操作が必要だ——この文書はそう読める。朝日のスクープは、黒い影でこの部分を隠していたのである。」「それどころではない。この日、朝日は後に政府が調査・公開した文書8枚（一部ずれがある）を既に入手していたが、『総理の意向』『官邸の最高レベル』という、安倍の関与を想像させる部分以外は、文書内容をほとんど読者に紹介せず、未公開のまま、今日に至っているのである。」「入手文書の全文は後でご紹介するが、何百ページもの記録文書ではない。文字数にしてわずか611字、本来ならば政権スキャンダルとしてスクープした新聞社が、初報で全文公開するのが当然だろう。ところが全文どころか、朝日が繰り返し報道し続けたのは先程の文言2つだけだった。」「なぜか。文書全文を報道すると、朝日が贋造したい『安倍スキャンダル』が雲散霧消してしまうからだ。文書全体は、加計学園の新獣医学部設置が全く『総理の意向』と関係なく折衝が進められていたことを示している。朝日新聞は、最初から世論の誤導を狙って、『総理の意向』でないことが分かつてしまう部分を全て隠蔽して報道し続けたのである。」（151～152頁）などと記載した（摘示事実⑦）。

(ア) しかし、原告は、2017年5月17日付朝日新聞朝刊記事（甲7）に、取材によって入手した加計学園についての文部科学省の記録文書のうち、「獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項」（「これは官邸の最高レベルが言っていること。」との記載がある。甲10）、「大臣ご指示事項」（甲12）、「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」（「これは総理のご意向だと聞いている。」との記載がある。甲14）について、その内

容を記載した。同年5月18日付朝日新聞朝刊記事（甲8の2）には、上記「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」「大臣ご指示事項」についてその内容を記載し、「義家副大臣レク概要（獣医学部新設）」と題する文書（甲11）及び「義家副大臣のご感触」と題する文書（甲13）の表題を記載した。同年5月19日付朝日新聞朝刊記事（甲9）には、「10／4 義家副大臣レク概要」（甲15）、「10／7 萩生田副長官ご発言概要」（甲16）、「10月19日（水）北村直人元議員（石破元大臣同期）→専門教育課○○」（甲17）の内容を記載した。以上のとおり、内容を記載した文書は6文書で、表題のみを記載した文書は2文書（合計8文書）である。

「『総理の意向』『官邸の最高レベル』という、安倍の関与を想像させる部分以外は、文書内容をほとんど読者に紹介せず、未公開のまま、今日に至っているのである。」という本件書籍の上記指摘は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

（イ）次に、上記の文書のうちの「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」と題する文書（甲14）には、

- ① 今治市での大学設置の時期について「『最短距離で規制改革』を前提としたプロセスを踏んでいる状況であり、これは総理のご意向だと聞いています。」との記載があり、
- ② 次いで「規制緩和措置と大学設置審査は、独立の手続であり、内閣府は規制緩和部分は担当しているが、大学設置審査は文部科学省。大学設置審査のところで不測の事態（平成30年開学が間に合わない）ことはあり得る話。」との懸念が記載され、
- ③ 続いて、「『国家戦略特区諮問会議決定』という形にすれば、総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないか。平成30年4月開学に向け、11月上旬には本件を諮問会議にかける必要あり。」と

記載され、

④ さらに、「農水省、厚労省への会議案内等は内閣府で事務的にやるが、前面に立つのは不可能。2省を土俵に上げるのは文部科学省がやるべき。副長官のところに、文部科学省、厚生労働省、農林水産省を呼んで、指示を出してもらえばよいのではないか。」と記載されている。

この一連の記載に沿って読めば、上記③の「『国家戦略特区諮問会議決定』という形にすれば、総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないか。」との記載は、今治市での大学設置時期について最短距離での総理のご意向を実現するためには、国家戦略特区諮問会議決定とし、総理からの指示に見えるようにするのがよいとの趣旨であることが明らかである。原告の取材に対し、文部科学省関係者もそのように説明した。

なお、獣医学部新設の時期に関しては、上記文部科学省の記録文書の一つである「獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項」と題する文書（甲10）には、「平成30年4月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共有いただきたい。成田市ほど時間はかけられない。これは官邸の最高レベルが言っていること。」との記載もある。

以上のとおり、「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」と題する文書（甲14）の上記③部分は、「『総理の意向』でないことが分かってしまう部分」ではなく、原告が入手した文書に「『総理の意向』でないことが分かってしまう部分」はない。すなわち、原告が「『総理の意向』でないことが分かってしまう部分」を隠蔽した事実はない。また、原告が世論の誤導を狙って報道した事実もない。

前記2017年5月17日付朝日新聞朝刊記事（甲7）には、上記「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」と題する文書（甲14）の上記①部分と、②③部分の一部が写った写真が掲載されており、その余の部分は黒い影になっているが、これは①部分が最も重要な部分であり、記事

が当該部分について報じたことによるものである。

このように文書について報道する場合に文書の一部にスポットをあてた写真を掲載することは新聞報道の一般的な手法であり、毎日新聞、読売新聞、東京新聞も本件文部科学省記録文書の写真を同様の手法で掲載している（甲18・2017年5月17日付毎日新聞夕刊記事、甲19・同年5月17日付東京新聞夕刊記事、甲20・同年6月16日付読売新聞夕刊記事、甲21・同年6月17日付毎日新聞朝刊記事）。

本件書籍の上記記載（摘示事実⑦）は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

なお、文部科学省は、2017年6月15日の記者会見において、上記朝日新聞記事（甲7～9）に記載した前記8文書のうちの6文書を含む14の文書についてその存在を確認したと発表し、「大臣ご確認事項に対する内閣府の回答」と題する文書（「これは総理のご意向だと聞いている」との記載がある。甲14）及び「獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項」と題する文書（「これは官邸の最高レベルが言っていること」との記載がある。甲10）について、当該文書を作成した文部科学省の担当課長補佐がその作成を認めたことを公表した（甲22・2017年6月16日付朝日新聞朝刊記事、甲23の1、2・文部科学省の追加調査報告書）。

ク 本件書籍は、2017年5月17日付朝日新聞朝刊記事（甲7）について、「ある人物が朝日新聞とNHKの人間と一堂に会し、相談の結果、NHKが文書Aを夜のニュースで、朝日新聞が翌朝文書群Bを報道することを共謀したとみる他ないのではあるまいか。」（154頁）と記載した（摘示事実⑧）。

しかし、原告の記者や幹部が、加計学園の問題について「ある人物」や「NHKの人間」と一堂に会したこととも報道について共謀したこともない。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

ケ 本件書籍は、2017年5月17日付朝日新聞朝刊記事（甲7）について、「実は、朝日新聞は、加計学園問題を3月14日の第1報からこの日まで2ヶ月もの間、小さな記事3点でしか報じていない。ところが、国会では、（中略）5月15日まで、加計学園に関する質問は実に56回もあったのである。朝日新聞はそれらの質疑を黙殺し続けていたのだ。」「理由は2つ考えられる。安倍叩きとしては森友スキャンダルを賞味期限が切れるギリギリまで使いたかったというのが一点であろう。第二に、加計学園問題の方が、森友学園に比べ不透明性が乏しい。」と記載した（158頁）（摘示事実⑨）。

しかし、原告は、下記のとおり、上記の期間に少なくとも10本の朝日新聞記事をその全国版（東京本社発行）に掲載しており、その半数以上は小さな記事ではない。

記

- ①2017年3月23日付朝日新聞朝刊記事「『国家戦略特区』選定 野党が批判」（甲24の1）
- ②同年3月28日付朝日新聞朝刊記事「『二つの学園』論戦の的」（甲24の2）
- ③同年4月1日付朝日新聞朝刊記事「加計学園の獣医学部設置 地理的条件、昨年11月に浮上」（甲24の3）
- ④同年4月6日付朝日新聞朝刊記事「『特区』調査へPT」（甲24の4）
- ⑤同年4月8日付朝日新聞朝刊記事「昭恵氏言動にやまぬ追及」（甲24の5）
- ⑥同年4月11日付朝日新聞朝刊記事「特区の獣医学部など諮問」（甲24の6）

⑦同年4月15日付朝日新聞朝刊記事「加計学園問題 論点は」（甲24の7）

⑧同年4月15日付朝日新聞夕刊素粒子（甲24の8）

⑨同年4月19日付朝日新聞朝刊記事「特区に加計学園 首相の影響否定」（甲24の9）

⑩同年4月29日付朝日新聞朝刊記事「元加計学園監事の最高裁判事任命は『異例』慣例通り日弁連が推薦」（甲24の10）

本件書籍の上記記載は、原告が加計学園問題に関する56回もの国会の質疑について、小さな記事3点で報道したほかこれを黙殺し報道しなかつたとの虚偽の事実を摘示し、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

コ 本件書籍は、加計学園問題に関する原告の報道について、「以下は、私の推理である。加計問題をスキャンダル化できる特ダネを探していた朝日新聞、NHK幹部らは3月以来、密議を繰り返してきた。その中で、文科事務次官を天下り斡旋で事実上更迭された直後だった前川喜平との接触が始まる。」（159頁）、「現時点では取材拒否が多く、明らかにならない推定を多く含むことはお断りしておく。が、当たらずといえども遠からずではないか。要するに、加計スキャンダルは朝日新聞とNHKとの幹部職員が絡む組織的な情報操作である可能性が高い」（160頁）と記載した（摘要事実⑩）。

しかし、原告が加計学園問題についてNHKの幹部と密議をしたことはなく、NHKとの間で情報操作をしたこともない。また、原告は被告小川から取材申し込みを受けたことはなく、取材を拒否したこともない。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

サ 本件書籍は、加計学園問題に関する朝日新聞の報道について、「加計学園

問題は更にひどい。全編仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報である。

(中略) 今回は朝日新聞が明確に司令塔の役割を演じ、全てを手の内に入れながら、確信をもって誤報、虚報の山を築き続けてゆく。何よりも驚くべきは、前川喜平たった一人の証言で2カ月半、加計問題を炎上させ続けたことだ。」(164頁)、「朝日新聞とそれに追随するマスコミは、大騒ぎを演じた2カ月半、これらの当事者に殆ど取材せず、報道もしていない。前川一人の証言だけで加計問題を報じ続けた。」(165頁)と記載した(摘示事実⑪)。そして、「これらの当事者」として、国家戦略特区ワーキンググループ座長の八田達夫氏、原英史氏ら専門委員、獣医学部招致の起案者である前愛媛県知事加戸守行氏、文部科学省側で調整を主導した義家弘介副大臣や松野博一文部科学大臣、萩生田光一官房副長官、日本獣医師会、石破茂衆議院議員、麻生太郎衆議院議員を挙げている(164頁)。

しかし、加計学園問題に関する朝日新聞の記事は、「仕掛けと捏造で意図的に作り出された虚報」ではない。

また、上記の「大騒ぎを演じた2か月半」とは、2017年5月17日の朝日新聞の第1報から同年7月末日頃までを指すと考えられるが、原告は、第1報以前に、八田達夫国家戦略特区ワーキンググループ座長、藤原豊内閣府審議官、日本獣医師会・今治市・愛媛県・京都産業大学・加計学園などの関係者、文部科学省関係者に取材したが、第1報掲載後は、前川喜平氏に対するインタビュー取材(甲25の1、2・2017年5月25日付朝日新聞朝刊記事)及び同氏の記者会見の取材(甲26の1~3・同年5月26日付朝日新聞朝刊記事)、同氏の国会審議での発言の取材(甲27の1、2・同年7月10日付朝日新聞夕刊記事、甲28の1、2・同年7月11日付朝日新聞朝刊記事)を行い、かつ、文部科学省関係者にも取材している(甲29・同年6月6日付朝日新聞夕刊記事、甲30・同年6月7日付朝日新聞朝刊記事)。

さらに、原告は、第1報掲載後においても、本件書籍記載の上記の「これらの当事者」の発言を幅広く報じていたものである（これらの当事者に記者会見や国会での証言などを含め取材して掲載した記事の一部として、2017年5月20日付朝日新聞朝刊記事（甲31・日本獣医師会）、同年5月27日付朝日新聞朝刊記事（甲32・麻生太郎氏）、同年6月14日付朝日新聞朝刊記事（甲33・八田達夫氏）、同年6月15日付朝日新聞朝刊記事（甲34・義家弘介氏）、同年6月19日付朝日新聞朝刊記事（甲35・加戸守行氏）、同年6月21日付朝日新聞愛媛県版記事（甲36・加戸守行氏）、同年6月27日付朝日新聞朝刊記事（甲37・原英史氏）、同年6月29日付朝日新聞朝刊記事（甲38・八田達夫氏）、同年7月10日付朝日新聞夕刊記事（甲27の1、2・萩生田光一氏、原英史氏）、同年7月15日付朝日新聞朝刊記事（甲39・八田達夫氏）、同年7月25日付朝日新聞朝刊記事（甲40・八田達夫氏、加戸守行氏、藤原豊氏、和泉洋人氏）などがある）。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

シ 本件書籍は、2017年6月16日付朝日新聞朝刊記事（甲41）について、「『官房副長官が指示』メール」ともあったが、それは加計学園の獣医学部新設を決定する過程に副長官萩生田の指示があったと見える文書が新たに見つかったことを指す。萩生田は、この文書内容をただちに全面否定したが、朝日新聞は逆に、萩生田と文科省が文書の内容を巡って対立しているとして、萩生田の言い分を全く度外視した紙面を作り続けた。この文書内容は後に文科省自身も誤りを認め萩生田に謝罪している。もはや、朝日は偽文書を元に政治家を叩くことにさえ躊躇がないのである。」（217頁）と記載した（摘示事実⑫）。

しかし、原告は、萩生田氏の言い分を度外視してはおらず、2017年

6月16日付朝日新聞朝刊記事（甲41）は、「萩生田氏は否定」の見出しを付して、「指示を出したことはなく、文科省が公表したメールの内容は事実に反する」との萩生田氏の発言を掲載しており、同日付の朝日新聞夕刊記事（甲42）は、「萩生田氏の指示も否定」の見出しを付して、「私が指示を出したことはなく、昨日文科省が公表したメールの内容に戸惑いを感じている」との萩生田氏の発言を掲載しており、翌17日付の朝日新聞朝刊記事（甲43）は、「修正指示→萩生田氏は否定」との見出しを付して、「指示したことではない」との萩生田氏の発言を掲載しており、少なくとも3回にわたり見出しを付して萩生田氏の言い分を報じている。

また、本件書籍は、「この文書内容は後に文科省自身も誤りを認め萩生田に謝罪している」としているが、文科省が誤りを認め萩生田氏に謝罪したのは、上記文科省が公表したメール（2016年11月1日付）についてではなく、NHKが2017年6月19日の「クローズアップ現代+」で報じ、文部科学省専門教育課の共有フォルダーから見つかった「10／21 萩生田副長官ご発言概要」と題する文書のことである（甲44・2017年6月20日付朝日新聞夕刊記事、甲45・同年6月21日付朝日新聞朝刊記事）。

本件書籍の上記記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

ス 本件書籍は、前記の文部科学省記録文書について、「時系列で読み解くと、朝日がなぜこの文書をひた隠してきたかがよくわかるはずだ。」（256頁）、「こうして8枚いずれの文書も、徹底的にサボタージュしてきた関係省庁を、藤原、義家、松野、萩生田らがそれぞれの立場から解きほぐし、圧力団体や麻生副総理の意向に配慮しながら、行政手続きと規制突破を両立させるべく腐心している様を伝えている。朝日新聞をはじめマスコミが『総理の意向』以外の部分を徹底的に隠したのはその為だったのだ。朝日

新聞や前川の主張し続けた『安倍の意向』は全て、彼らが持ち出して大騒ぎした文書自体によって否定されていたのである。」(267~268頁)と記載した（摘示事実⑬）。

しかし、原告は、2017年5月19日付朝日新聞朝刊記事（甲9）で、藤原、義家、萩生田各氏の行動や発言について触れている。そして、前記キ記載のとおり、文部科学省記録文書によって「総理の意向」が否定されることはなく、また上記朝日新聞記事は「総理の意向」以外の内容についても報じており、「総理の意向」以外の部分を徹底的に隠した事実はない。

本件書籍の上記の記載は、虚偽の事実を摘示して、原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。

(3) 以上のとおり、被告らの本件書籍の執筆・出版は、原告の名誉・信用を著しく毀損する不法行為に該当する。

第3 謝罪広告掲載及び損害賠償義務

1 謝罪広告の掲載

本件書籍は、国民の関心を集めている社会的に極めて重要な問題である森友学園問題及び加計学園問題についての原告の報道について、「戦後最大級の報道犯罪」「ねつ造」「虚報」などと記載し、報道機関である原告の名誉・信用を著しく毀損するものである。被告らは、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞などの媒体に本件書籍の広告を掲載し（甲46の1~13）、これまでに9万5000部にも及ぶ本件書籍を発行したとしている（2017年12月11日現在）。

原告が被った被害回復のためには、民法723条に基づき、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞の各紙に掲載することを命じるべきである。

2 損害賠償

上記のとおり、本件書籍は報道機関である原告の名誉・信用を著しく毀損するものであり、これにより原告が被った損害は金500万円を下らない。

第4 結論

以上のとおり、原告は被告らに対し、本件不法行為に基づき、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告の掲載請求権及び金500万円の損害賠償請求権を有する。

よって、請求の趣旨記載のとおり、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告の掲載並びに金500万円の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて本訴請求に及ぶ次第である。

証 拠 方 法

1 甲第1号証～第46号証の13

添 付 書 類

- | | |
|------------------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 商業登記簿現在事項全部証明書 | 2通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |
| 4 謝罪広告見積書 | 1通 |

以 上

当事者目録

〒530-8211

大阪市北区中之島2丁目3番18号

原告 株式会社朝日新聞社

上記代表者代表取締役 渡辺 雅 隆

原告訴訟代理人 弁護士 秋山 幹 男

同 弁護士 近藤 卓 史

同 秋山 淳

被告 小川 榮太郎

被告 株式会社飛鳥新社

上記代表者代表取締役 土井 尚道

謝罪広告目録

第1 謝罪広告

お わ び

小川榮太郎著・株式会社飛鳥新社発行の書籍「徹底検証『森友・加計事件』朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪」は、森友学園問題及び加計学園問題に関する朝日新聞の報道について、「虚報」「ねつ造」などと記載し、貴社が取材で入手した加計学園に関する文部科学省の記録文書について「安倍の関与を想像させる部分以外は、文書内容をほとんど読者に紹介せず」「『総理の意向』でないことが分かってしまう部分を全て隠蔽して報道し続けた」と記載し、また、加計学園問題報道について貴社がNHK幹部と密議をし組織的な情報操作を行ったと記載するなどしました。しかし、いずれも事実に反するものでした。

訂正するとともに、貴社の名誉・信用を著しく傷つけたことにつき、深くお詫びいたします。

年　月　日

小川 榮太郎

株式会社飛鳥新社

代表取締役　土井 尚道

株式会社朝日新聞社

代表取締役 渡辺 雅隆 様

第2 掲載条件

- 1 年月日は、広告掲載日を記載する。
- 2 謝罪広告の位置及び大きさは、社会面記事下、横9cm、縦2段とする。
- 3 見出し及び本文が掲載できる範囲で最大の活字を用いる。